

一般廃棄物処理施設設置許可証

平成16年10月28日

住所 鹿屋市朝日町7番21号
氏名 株式会社カナザワ
代表取締役 金沢 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



許可の年月日	平成16年10月28日	許可番号	指令環整第245号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	①ごみ処理施設 (圧縮梱包施設) ②ごみ処理施設 (圧縮梱包施設) ③ごみ処理施設 (圧縮施設)	廃プラスチック類, ペットボトル 古紙類 空き缶類	
設置場所	鹿屋市下祓川3568番1, 3569番3, 3569番6		
処理能力	①ごみ処理施設 (圧縮梱包施設) ②ごみ処理施設 (圧縮梱包施設) ③ごみ処理施設 (圧縮施設)	122.4 t/日 144.8 t/日 20.8 t/日	
許可の条件	なし		
留意事項	1. 施設の設置 (変更) に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を作成し、職員 of 検査を受けること。		